行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0007

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BG_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0007

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BI_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0011

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}830\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}820\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平